2　「翌期繰越額(38)－(39)(40)」の各欄の外書には、租税特別措置法第68条の15の8第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(二十五)「7」又は別表六の二(二十五)付表「2」の各欄の金額を記載すること。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たつては、当該金額を含めて計算すること。

別表六の二（十）付表　機械等の取得価額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

措法第42条の6第1項各号の該当号		1	第　号	第　号	第　号	第　号	第　号
事業種目		2					
資産区分	種類	3					
	機械装置等の名称	4					
	取得年月日	5	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
	指定事業の用に供した年月日	6	・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8					
	差引改定取得価額 ((7)－(8))又は(((7)－(8))×$\frac{75}{100}$)	9					
機械装置等の概要							

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）